

Q & A索引

I. 安定基金の概要

1. 安定基金とは

- Q I-1 配合飼料安定基金とはどういう制度ですか ……………6
- Q I-2 配合飼料安定基金はなぜ必要ですか ……………6
- Q I-3 通常基金はどのような経過でできたのですか ……………6
- Q I-4 異常基金はどのような経過でできたのですか ……………7
- Q I-5 安定基金の基本的な流れはどのようになっていますか ……………7
- Q I-6 指定飼料会社とはどこを指しますか ……………8
- Q I-7 基金制度は加入生産者にとって魅力あるものになっていますか ……………8

2. 安定基金の運営

- Q I-8 基金はどのように運営されているのですか ……………9
- Q I-9 評議員会の果たす役割は何ですか ……………9
- Q I-10 理事・監事・評議員の構成はどうなっていますか ……………9

3. 安定基金システム

- Q I-11 安定基金システムを使用するにはどうしたらよいですか ……………10
- Q I-12 安定基金システムの運用時間を教えてください ……………10
- Q I-13 どのパソコンからでも使用できますか ……………11
- Q I-14 トップ画面は開くのですが、「ログイン」ボタンを押すと画面が閉じてしまい、次の画面が開きません ……………11
- Q I-15 ID・パスワードを入れてメインメニューを開こうとしたら、「処理できませんでした」と表示されました ……………11
- Q I-16 ID・パスワードを忘れてしまいました ……………11
- Q I-17 人事異動により、担当者が代わりました。前任者のIDを使用してもいいですか ……12
- Q I-18 安定基金システムの操作方法を教えてください ……………12
- Q I-19 蓄積された情報をエクセルで加工し、基金の事務処理に必要なデータとして活用することはできますか ……………12
- Q I-20 システムからPDFファイル（帳票）やCSVファイルのダウンロードができません ……12
- Q I-21 共用パソコンのため長時間使えない事業所や、インターネットが使えない事業所の場合は、どうすればよいですか ……………12
- Q I-22 県連や飼料会社が農協の代わりにシステムへの入力をしたり、進捗状況をチェックすることはできますか ……………13

- Q I-23 農協の組合長が代わったため、システムから出力される契約書や通知文書に印字される組合長名を変更したいのですが、どうしたらよいですか ……………13

II. 契約

1. 契約全般

- Q II-1 基本契約とは何ですか ……………18
- Q II-2 数量契約とは何ですか ……………18
- Q II-3 どの契約書を結べばよいですか ……………19
- Q II-4 契約は何 kg 単位から可能ですか ……………19
- Q II-5 契約数量の決め方に制限はありますか……………19
- Q II-6 契約の際のシステム入力はどうにすればよいですか ……………20
- Q II-7 契約のシステム入力期間はいつですか ……………20
- Q II-8 システム入力期限（3月15日）以降に契約数量等の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか ……………20
- Q II-9 基金への加入対象者の要件は何ですか ……………20
- Q II-10 畜産物の出荷伝票等とは、どのようなものを提出すればよいですか ……………22
- Q II-11 畜産物の販売伝票の名義と、基金契約の名義が異なる場合はどうすればよいですか ……22
- Q II-12 新規に畜産経営を始める生産者が基金契約を行う場合、畜産物の出荷伝票がありません。どうすればよいですか ……………22
- Q II-13 畜産物の出荷伝票等は毎年提出しなければなりませんか ……………22
- Q II-14 数量契約の数量は畜種別に記載が必要ですか ……………23
- Q II-15 対象となる配合飼料は何を指しますか ……………23
- Q II-16 対象外の飼料はどのように確認すればよいですか ……………24
- Q II-17 TMR飼料は対象になりますか ……………24
- Q II-18 TMR飼料を使用している生産者が基金契約を行う場合、契約数量はどのようにすればよいですか ……………24
- Q II-19 契約書の飼養規模はどのように記入したらよいですか ……………24
- Q II-20 当初数量契約の時、数量0（ゼロ）の契約は可能ですか ……………25
- Q II-21 システムで生産者の新規登録を行った後、契約を行わないこととなったため、データを削除したいのですが、どうしたらよいですか ……………25
- Q II-22 全農の県本部が運営する直営農場の契約はどのようにしたらよいですか ……………25
- Q II-23 契約時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか ……………25
- Q II-24 安定基金の契約書に印紙は必要ですか ……………28
- Q II-25 なぜ翌年の基金契約を前年の11月や12月頃からおこなわねばならないのですか ……………28

2. 別途納付金

- Q II-26 新規加入者から徴収する「別途納付金」とは何ですか ……29
- Q II-27 どのような場合に別途納付金がかかるのですか ……29
- Q II-28 別途納付金の単価はどのように算出されるのですか ……30
- Q II-29 別途納付金の単価が決定するのは、契約期間が終わった後となりますが、生産者にはどのように説明したらよいですか ……30
- Q II-30 別途納付金はいつ徴収されますか ……31
- Q II-31 下期基金間移動で転入してきた生産者が、次年度の基金契約を行う場合、別途納付金がかかるのですか ……31
- Q II-32 商流（取引農協）を変更して契約した場合、システム上は「新規契約」での登録となりますが、別途納付金がかかるのですか ……32

3. 基金間移動

- Q II-33 基金間移動とは何ですか ……34
- Q II-34 基金間移動はどのような経緯で認められたのですか ……34
- Q II-35 基金間移動はいつおこなえますか ……34
- Q II-36 基金間移動の手続きはどのようにすればよいですか ……34
- Q II-37 基金間移動の際のシステム入力はどのようにすればよいですか ……35
- Q II-38 基金間移動の場合の別途納付金はどのようになりますか ……36
- Q II-39 基金間移動に回数制限はありますか ……36
- Q II-40 契約数量の一部だけを移動し、転出元との契約を一部残すことはできますか ……37
- Q II-41 転入先基金との契約数量を増減させることはできますか ……38
- Q II-42 年度当初に併用生産者が行う基金間移動において、転入先基金の契約数量が増えない場合、基金間移動はできないのですか ……38
- Q II-43 どのような場合に取り下げとなるのですか ……38
- Q II-44 なぜこのような場合に基金間移動として認められないのですか ……39
- Q II-45 取り下げとなった場合、どうすればよいですか ……39
- Q II-46 取り下げとなっても、生産者に不利益はありませんか ……39
- Q II-47 どのような場合に基金間移動が可能か教えてください ……39
- Q II-48 生産者が基金間移動した場合、補てん財源はどのように移動するのですか ……40
- Q II-49 令和5年度から商系基金との基金間移動を停止した経過について教えてください ……40
- Q II-50 基金間移動制度の前提条件とは何ですか ……41
- Q II-51 なぜこのような合意を行ったのですか ……41
- Q II-52 合意事項と現在の状況にどのような違いがあるのでしょうか ……42
- Q II-53 商系基金との基金間移動が停止すると何が変わるのでしょうか ……42
- Q II-54 畜産基金との基金間移動は継続するのでしょうか ……42

- Q II-55 商系基金との基金間移動はいつ再開しますか……………42
4. 借入金と80%ルール
- Q II-56 なぜ借入してでも満額補てんが必要なのか ……………49
- Q II-57 なぜ補てん金に交付条件（80%ルールをつけるのか） ……………49
- Q II-58 どのような場合に返納を依頼するのか ……………50
- Q II-59 なぜ合理的な理由がなく「数量契約を更新しない場合」や「契約数量を大きく減じる場合」に、補てん金の一部を返納しなくてはならないのですか ……………50
- Q II-60 自家配や単味飼料、自給飼料への移行は「合理的理由」として認められますか ……51
- Q II-61 乳牛から肉牛といった畜種変更や、肉牛肥育から肉牛繁殖への変更により、頭数は減らないものの、契約数量が減少する場合、「合理的理由」として認められますか ……51
- Q II-62 なぜ商系基金への移動数量を合算すべきではないと考えているのか ……………51
- Q II-63 なぜ80%で線引きするのか ……………51
- Q II-64 返納を依頼する場合、どのような流れになるのか ……………52
- Q II-65 返納しない場合、全農基金に契約できないのはなぜ翌年度からになるのか ……………52
- Q II-66 80%ルールの計算は毎年令和4年度契約数量対比で行うのか ……………52
- Q II-67 返納金額はどのように計算するのですか ……………53
- Q II-68 80%ルールの設定はいつまでとなるのか ……………54
- Q II-69 借入による補てん金を返納しない場合、借入金の返済が完了した後も再契約できないのですか ……………54
- Q II-70 廃業した生産者に補てんするための借入金を継続生産者の積立金で返済するべきではないのでは ……………54
- Q II-71 どこから借入したのか ……………54
- Q II-72 クロスコンプライアンスは継続するのか ……………55
5. 各種変更
- Q II-73 今まで「肉牛」で契約していた生産者が、「乳牛」でも契約する場合の手続きはどうなりますか。また、畜種を変更する場合の手続きは、どうなりますか ……………57
- Q II-74 個人生産者の引退・死亡等に伴い、契約者氏名を妻や子に名義変更する場合はどうすればよいですか ……………58
- Q II-75 個人経営者が法人化によって契約名義を変更する場合は、どうすればよいですか。また、法人経営の生産者が社名を変更した場合はどうすればよいですか ……………58
- Q II-76 年度の途中で契約者が農場の経営を移譲した場合、どのような手続きを行うのですか ……………59
- Q II-77 飼養管理委託とは何ですか ……………59
- Q II-78 農場の移転に伴い、住所を変更するにはどうすればよいですか ……………59

- Q II-79 飼料取引の農協を変更した場合（商流変更の場合）、どのような手続きを行うのですか ……………60
- Q II-80 農協の合併や名称変更、支所統合の処理はどうすればよいですか ……………60

Ⅲ. 数量変更

1. 数量変更

- Q III-1 年度途中での数量変更は認められますか ……………61
- Q III-2 数量変更の申請期限はいつですか ……………62
- Q III-3 システム入力を行った後、数量変更を行わないことになったため、データを削除したいのですが、どうしたらよいですか ……………62
- Q III-4 生産者が死亡（または行方不明）の場合、生産者から申請書がもらえませんが、どうしたらよいですか……………62
- Q III-5 災害等の発生により数量変更を申請する場合、どのような書類を添付すればよいですか ……………62
- Q III-6 乳牛と肉牛の基金契約のある生産者が乳牛のみやめる場合、数量変更の申請ができますか……………62

2. 追加数量変更

- Q III-7 なぜ追加数量変更を認めることにしたのですか ……………63
- Q III-8 通常の数変更申請の期限より前に事由が発生していた場合でも申請できますか ……63
- Q III-9 病気や高齢化など、死亡や行方不明によらない廃業の場合、追加数量変更の対象になりますか ……………64
- Q III-10 追加数量変更の申請を行う場合の様式を教えてください ……………64
- Q III-11 追加数量変更のシステム入力はどうすればよいですか ……………64
- Q III-12 追加数量変更には全農への申請期限しかなく、生産者から農協、農協から県連への申請期限を設けていないのはなぜですか ……………64
- Q III-13 追加数量変更の申請を期限内に行ったものの、積立金入金金額の変更が間に合わない場合、どうすればよいですか ……………64

Ⅳ. 積立

- Q IV-1 通常積立金の額はどのような手続きで決定されますか ……………66
- Q IV-2 通常積立金は他の基金（畜産基金・商系基金）でも同じ単価ですか ……………66
- Q IV-3 異常積立金の額はどのような手続きで決定されますか ……………67
- Q IV-4 積立金はどのように生産者に通知すればよいですか ……………67
- Q IV-5 通常積立金の税務上の扱いはどうなりますか ……………67

- Q IV-6 異常積立金の税務上の扱いはどうなりますか ……………67
- Q IV-7 積立金に消費税はかかりますか ……………68
- Q IV-8 積立金の振込手数料はどこが負担しますか ……………68
- Q IV-9 積立金の遅延、立て替え、肩代わりはできますか ……………68
- Q IV-10 積立金を徴収する際、生産者に支出する奨励金と相殺してもよいですか ……………68
- Q IV-11 積立金を飼料代金に上乗せして請求してよいですか ……………68
- Q IV-12 積立金を毎四半期開始前に納入するのはなぜですか ……………68
- Q IV-13 農協は積立金について領収書を出すことはできますか……………69

V. 補てん

1. 補てん単価・金額の算出

- Q V-1 補てん金はどのような場合に交付されるのですか ……………70
- Q V-2 補てんがおこなわれる場合の補てん対象数量とは何ですか ……………71
- Q V-3 補てん金算出に用いられる通関価格や原料使用量のデータ元は何ですか ……………71
- Q V-4 輸入原料のうち、なぜこの5原料を用いるのですか ……………71
- Q V-5 異常補てん金はどのような場合に交付されるのですか ……………71
- Q V-6 なぜ異常補てんの発動要件を直前1年間の輸入原料価格の「115%上の値上がり」としたのですか ……………72
- Q V-7 異常補てんの特例基準とは何ですか ……………72
- Q V-8 なぜ異常補てんに特例基準を設定したのですか ……………72
- Q V-9 なぜ特例による異常補てんは、当該四半期の直前1年間の輸入原料価格を超える額の1/3までとしたのですか ……………72
- Q V-10 特例による異常補てんの発動基準はどうして123.3%にしたのですか ……………72
- Q V-11 補てん単価を算出するのに配合飼料価格ではなく、輸入原料価格を用いるのはなぜですか ……………73
- Q V-12 平成26年度の基金制度の抜本見直しはなぜ行なわれたのですか ……………73
- Q V-13 平均輸入原料価格の動きが、配合飼料価格の動きと異なるのはなぜですか……………73
- Q V-14 補てん単価はいつ分かりますか ……………73

2. 出荷実績の報告

- Q V-15 なぜ令和5年度第1四半期より、緊急補てん制度が新設されたのですか……………74
- Q V-16 通常財源の借入金が増えると生き残った生産者の返済負担が重くなるのではないでしょうか……………74
- Q V-17 補てん金が発動する場合の、出荷実績報告のシステム入力はどうにすればよいですか ……………76
- Q V-18 出荷実績のシステム入力期間はいつですか ……………77

- Q V-19 TMRの出荷実績報告はどのようにすればよいですか ……………77
- Q V-20 契約した畜種以外の出荷実績を含めて報告してもよいですか ……………78
- Q V-21 生産者で複数の畜種の契約がある場合、出荷実績調整ができますか ……………78
- Q V-22 併用生産者が基金間移動で転入した場合の出荷実績報告はどのようにするのですか ……………78
- Q V-23 広域生産者など、同一名義の加入者が複数の農協と基金契約している場合、数量契約と出荷実績の合算は可能ですか ……………78
- Q V-24 四半期の出荷数量が0(ゼロ)の生産者があった場合はどのように入力するのですか ……………79
- Q V-25 出荷実績報告時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか …79
- Q V-26 システム入力期限以降に出荷実績の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか ……………79

3. 補てん金の交付

- Q V-27 補てん金はいつまでに交付しなければなりませんか ……………80
- Q V-28 補てん金はどのように生産者に通知すればよいですか ……………81
- Q V-29 補てん金交付報告書はいつまでに提出しなければなりませんか ……………81
- Q V-30 補てん金を飼料代金や積立金等と相殺することはできますか ……………81
- Q V-31 補てん金は課税対象ですか ……………81
- Q V-32 補てん金の経理処理はどうすればよいですか ……………81